

○三木町建設工事に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三木町建設工事執行規則（昭和41年三木町規則第1号）第11条第2項の規定に基づく建設工事（以下「工事」という。）に係る競争入札において最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度実施の対象は、町が発注する構造物の形成を主体とした建設工事のうち、競争入札に付するもので、その予定価格（消費税相当額を含む。）が130万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を設計金額（消費税相当額を除く。）で除し、最低制限価格率（百分率で小数点3位以下を切り捨て）を計算し、設計金額（消費税相当額を除く。）に最低制限価格率を乗じた額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その額が予定価格（消費税相当額を除く。）に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは、予定価格（消費税相当額を除く。）に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、予定価格（消費税相当額を除く。）に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは、予定価格（消費税相当額を除く。）に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

(1) 直接工事費に0.97を乗じて得た額

(2) 共通仮設費に0.90を乗じて得た額

(3) 現場管理費に0.90を乗じて得た額

(4) 一般管理費に0.68を乗じて得た額

2 工事の性質上前項の規定による算定によりがたいときは、同項の規定にかかわらず、最低制限価格は、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内において町長が定める割合を予定価格（消費税相当額を除く。）に乘じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

(入札の制限)

第4条 最低制限価格を設けた入札については、最低制限価格未滿で入札した者を原則として再度の入札に参加させないものとし、その旨を入札執行前に入札条件として入札参加者に周知するものとする。

(最低制限価格設定の取扱い)

第5条 最低制限価格及びその算定については、入札参加者等に絶対に漏洩することのないようにその取扱いは厳重にしなければならない。

(設定の対象外)

第6条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができるものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に執行される競争入札から適用する。